

豊中市公共交通改善計画改定及び協議会運営等支援業務委託 特記仕様書

1. 総 則

本特記仕様書は、豊中市が実施する「豊中市公共交通改善計画改定及び協議会運営等支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

また、本特記仕様書に明記されていない事項については、大阪府都市整備部発行の「測量、調査及び設計業務等委託必携」（最新版）に準拠して行うものとする。

2. 業務目的

本市は、広域交通に加え、鉄道、路線バスなどの地域交通網により、公共交通に対する市民の満足度が高いまちであるとの評価を得ている。

一方で、少子高齢化の進行による人口減少や、北大阪急行電鉄南北線の延伸事業など、公共交通を取り巻く環境の変化や、将来予測される新たな課題に備える必要がある。

このような背景から、本市における公共交通の現状や問題点・課題を整理し、本市の公共交通がめざすべき姿の実現に向けた取り組み施策を進めるため、平成31年度から令和10年度の10年間を対象とする「豊中市公共交通改善計画」の策定を行った。当該計画は適切な時期に更新を行うこととしており、令和6年度末に、その中間評価を実施するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく計画として改定を行う。

本業務は「豊中市公共交通改善計画」及びその下位計画である「豊中市公共交通改善実施計画」の評価指標の算出、評価及びこれらを基に進めている具体的実施施策について、その評価、見直し等を行うための現状分析を行い、その中間評価を実施するとともに、社会情勢の変化や新たな交通モードを見据えた施策を実現するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく計画として改定を行うことを目的とする。

また、公募市民、学識経験者等からなる「豊中市地域公共交通協議会」と、協議会に並行して開催される市民説明会における運営補助を行うとともに、「豊中市公共交通改善実施計画」の評価指標として活用するためのアンケートについて、その構成案の作成、実施、集計、分析を行う。

3. 管理技術者等

配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 以下のいずれかの資格等を有するものであること。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設-都市及び地方計画、または道路の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画、または道路の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCM（都市計画及び地方計画、または道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(2) 同種または類似業務等の実績

- ・同種：豊中市における交通計画に関する業務

- ・類似：令和2年度以降に完了した国、地方公共団体等による発注業務のうち、交通計画に関する業務

4. 再委託の禁止

受注者は、以下に示す本業務の主たる部分を第三者に委託してはならない。

- (1) 計画策定及び進行管理
- (2) 資料の解析
- (3) 技術的判断
- (4) 報告書の取りまとめ

5. 参考資料

本業務の実施にあたり、必要に応じて、以下の資料を参考とすること。但し、参加者独自の調査資料等を用いることを妨げるものではない。

- (1) 豊中市公共交通改善計画（市ホームページにて公開）
- (2) 豊中市自転車活用推進計画（市ホームページにて公開）
- (3) 豊中市地域公共交通協議会（第1回～第12回）会議録・配布資料（市ホームページにて公開）

6. 業務内容

業務内容は下記のとおりとする。

- (1) 公共交通改善計画及びそれに基づく実施計画の事業評価及び見直し検討
平成30年度に策定済の公共交通改善計画にかかる評価指標の達成状況の取りまとめおよび、現在実施中の施策の今後の方向性の検討、未実施の施策の実施方針について取りまとめを行う。

- (2) 公共交通改善計画改定業務

1) 計画改定業務

平成30年度に策定済の公共交通改善計画を基に、(1)で実施する事業評価を反映し、必要に応じて評価指標の見直し等を行う。交通空白地および交通不便地の抽出において、高低差や人口比率、高齢化率等を考慮した施策の検討、実施方針を決定する。また、新たなモビリティ等社会情勢の変化により取り組むべき施策等の実施方針について取りまとめを行う。新たな施策と(1)で実施する現在実施中の施策、未実施の施策について効果検証を行い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく計画の策定と概要版の作成を行う。また、次号以降に記載の協議会及び市民説明会において提示する資料について、その時点の計画案を基に作成を行う。

なお、改定に際しては、神崎川橋上駅構想や、三国塚口線関連事業、千里中央地区再編等、大規模事業の影響を特に考慮し、必要に応じて調査、関係機関等との協議等を実施すること。

2) 近畿圏パーソントリップ調査分析

令和3年度に実施した近畿圏パーソントリップ調査の結果を基に、豊中市内における結果の整理を行い、前回調査との移動状況の変化を分析するとともに、その結果を計画に反映すること。

(3) 関連計画の改定検討、KPIの算出及び現状分析

下記関連計画に係る計画内の評価指標の算出、事業評価に伴う見直し作業を行う。

- ・豊中市公共交通改善実施計画【交通不便地改善施策・西部地域編】
- ・豊中市公共交通改善実施計画【東西軸の強化施策編】
- ・豊中市公共交通改善実施計画【交通不便地改善施策・南部地域編】
- ・豊中市自転車活用推進計画

具体的には、以下の各号の作業を行うものとする。

1) 各計画に定まる以下の各指標の算出

- ・乗合タクシー事業について、その利用状況を運営事業者の報告を分析し、乗合率、稼働率、定期運行効果などの指標を算出する。
また、利用者へのアンケート調査など必要な調査及び市民との意見交換会等を参考に、西部地域および南部地域において令和6年4月より実施予定の各見直しについて案の検討を行うこと。また、広報のためのチラシ作成を行うこと。
- ・豊中東西線バス事業の利用状況について、運営事業者の報告を分析し、評価指標の算出を行う。
また、アンケート調査に加え、バス利用実態調査を行うこと。これらの結果等より、本格実施に向けた運行内容の見直し実施必要性を検討すること。
- ・自転車活用推進計画に記載している「散走」について、その目的箇所とルートなどを課題と共に整理したうえで公表案を作成すること。また、公表に合わせて実施する市民参加型のイベントについてその案の提案及び開催当日の開催補助を行うこと。

2) 市民説明会等の開催補助及びアンケート調査の実施

計画の評価、見直しにあたっては、市民説明会、庁内会議、豊中市地域公共交通協議会における議論や意見を反映するものとし、下記市民説明会等について、説明資料等の作成、当日の技術的助言及び議事録の作成等運営補助を行う。

- ・西部地域意見交換会（4地区×2回程度）
- ・南部地域意見交換会（1地区×2回程度）

郵送方式のアンケート調査については、以下のとおり実施することとし、アンケート案の作成、集計、分析を業務内容とし、対象者の抽出、宛名ラベルの作成、封筒の印刷、封入、郵送費は市の負担とする。

- ・西部地域沿線住民郵送アンケート（800部想定）
- ・南部地域沿線住民郵送アンケート（900部想定）
- ・豊中東西線沿線住民郵送アンケート（1,000部想定）

現地調査を実施するアンケートについては、以下のとおり実施することとし、アンケート案の作成、集計、分析を業務内容とし、対象者からのサンプルの収集は市の負担と

する。

- ・西部地域乗合タクシー利用者アンケート（50部程度想定）
- ・南部地域乗合タクシー利用者アンケート（30部程度想定）

(4) 協議会等運営補助

年度内に3回開催予定の「豊中市地域公共交通協議会」における運営補助として、協議会提示資料及び説明資料等の作成、協議会での技術的な助言及び議事録の作成等を行う。

(5) 打合せ協議

- 1) 設計協議は、初回、中間、成果品納入時以外、関係部局、関係機関等の各協議時に必要に応じ、参画すること。
- 2) 第1回打合せ、成果品納入時には、管理技術者が立会うこと。

(6) 成果品

- 1) 報告書は、A4版でパイプ綴じとし、1部提出すること。
- 2) 電子データは、CD等市の指定するファイル形式にまとめて提出すること。

委託報告書

- 業務実施計画書
- アンケート調査結果集計表
- 事業実施に向けた検討報告書
- 近畿圏パーソントリップ調査分析報告書
- 豊中市地域公共交通計画（案）本編・概要版
- 調査資料・参考資料・根拠資料・図面・写真等
- 打合せ、協議等の議事録
- 報告書一式の電子データ（PDF、CADデータ等）
- その他 協議用資料等

※作成した全てのデータは本市に帰属するものとする。

7. その他

- (1) 受注者は、本特記仕様書に明示なき事項、又は疑義が生じた場合、監督職員と協議すること。
- (2) 受注者は、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 前号は、プロポーザル参加時において同様とする。